

# 地域医療構想調整会議等の今後の 進め方について

## 栃木県地域医療構想(H28年3月策定)について

### 地域医療構想の内容(医療法で定められたもの)

1. 2025年の医療需要
2. 2025年に目指すべき医療提供体制
3. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策  
例)医療機能の分化・連携を進めるための施設設備  
医療従事者の確保・養成等

消費税増税分を活用した  
地域医療介護総合確保基金  
(H26～)で、医療機関の  
自主的な取組を支援するなど

### 地域医療構想で目指す医療提供体制

- 将来の医療需要・受療動向を踏まえた、必要な医療の確保  
地域ごとに、① 総量の確保、② 機能ごとの確保、③ 空白地域がないような配置、  
など考慮していく
- 医療機能の分化・連携による効率的な医療提供体制の構築  
各医療機関の強み、得意分野を見える化し、地域で集約化、役割分担を図る取組など
- 地域での生活を支える、療養環境の整備  
地域の特性に合わせ、入院、在宅医療、介護のベストミックスで慢性期の需要を支えていく

## 地域医療構想調整会議の協議事項

※ 平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

### 【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

- 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。

（具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。）

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

⇒平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、具体的対応方針のとりまとめの進捗状況を考慮する。

- 公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議すること。

⇒協議の際は、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担などを踏まえ公立病院、公的病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

- その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。

- 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議すること。

### 【その他】

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。

・病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関 ・新たな病床を整備する予定の医療機関 ・開設者を変更する医療機関

## 地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

- 都道府県は、個別の医療機関ごと(病棟ごと)に、以下の内容を提示すること。

- ①医療機能や診療実績
- ②地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況
- ③公立病院・公的病院等について、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報など

## 地域医療構想調整会議の運営

- 都道府県は、構想区域の実情を踏まえながら、年間スケジュールを計画し、年4回は地域医療構想調整会議を実施すること。

- 医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組合せながら、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進めること。

# 地域医療構想の実現に向けた推進体制

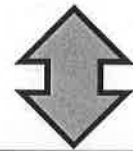
## 地域医療構想調整会議(県)

- ・調整会議議長、県医師会長、県病院協会、県保険者協議会、調整会議議長を除く郡市医師会の代表、(議題に応じた参加者)
- ・年2回程度開催
- ・調整会議における県の方針、協議の優先度の決定等

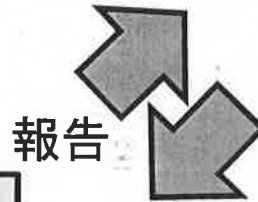
◎地域医療構想アドバイザーの選出⇒太田栃木県医師会長

## 栃木県医療介護総合確保推進協議会

- ・医療関係者、介護関係者、市町等
- ・年2回程度開催
- ・将来の目指すべき医療提供体制の検討、協議
- ・地域医療介護総合確保基金に係る計画の策定及び進捗管理等



情報共有



報告

助言



報告



助言

## 地域医療構想調整会議

- ・医療関係者、介護関係者、市町等
- ・年2回程度開催
- ・将来の目指すべき医療提供体制の検討、協議
- ・地域医療介護総合確保基金事業の提案や実施への提言等

## 病院及び有床診療所会議 (部会扱い)

- ・全ての病院及び有床診療所
- ・年2回程度開催
- ・従来の病院等情報交換会の機能を見直し、合意・承認の機能を有する会議として、より個別具体的な協議の実施

連携

## 医療・介護の体制整備に係る協議の場

- ・調整会議＋介護療養病床を有する病院、診療所等＋市町(介護保険事業担当課)
- ・年1回程度開催(H30)
- ・地域での慢性期の療養等に関する、在宅医療の資源確保や医療・介護連携体制の構築
- ・将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、達成状況の共有

## 地域医療構想調整会議等の開催状況(H30)

栃木県地域医療構想調整会議	平成30年11月30日(金)
---------------	----------------

	地域医療構想調整会議	病院及び有床診療所会議
県北	平成30年7月11日(水)	平成30年11月21日(水)
県西	平成30年8月7日(火) 平成30年12月18日(火)	平成30年8月7日(火)
宇都宮	平成30年7月26日(木)	平成30年10月30日(火)
県東	平成30年7月10日(火) 平成30年12月19日(水)	平成30年10月15日(月)
県南	平成30年6月18日(月) 平成30年12月10日(月)	平成30年10月20日(土) 平成30年11月10日(土)
両毛	平成30年7月3日(火) 平成30年12月21日(金)	平成30年9月27日(木)

医療・介護の体制整備に係る協議の場	平成30年12月18日(火)
-------------------	----------------

## 今後の進め方(案)(総括表)

項目	課題の確認
◎県西地域医療構想における課題について	県西地域医療構想が策定されて2年が経過したことから、記載されている課題について再確認するとともに、新たに検討を要する課題を確認する。

### 地域医療構想調整会議等の具体的な検討事項について

項目	実施済	今年度中に実施	次年度以降に実施
①医療機関に対する意向調査について	(1)意向調査実施	(2)意向表明及び質問等への対応 (3)現時点におけるプランの了承	③④と併せた役割分担の検討 (必要があれば) (4)意向表明した内容の修正
②公的医療機関等2025プランについて	(1)各プランの説明・情報共有	(2)プランごとの比較→必要に応じて修正 (3)政策医療等の観点からの確認 (4)現時点におけるプランの了承	③④と併せた役割分担の検討 (必要があれば) (5)プランの修正
③診療科や診療報酬等の区分による病棟の機能区分の検討		(1)機能区分の検討	(1)機能区分の検討 (2)区分に基づく協議
④診療科や分野ごとの機能分担の検討	(1)病床機能報告の結果の提示	(1)結果の提示 (2)必要なデータ、検討方法等の検討	(1)結果の提示 (2)必要なデータ、検討方法等の検討
⑤非稼働病棟(病床)について	(1)状況把握	(2)意向確認 (3)活用の方向性を確認	(1)(2)及び(3)により確認した対応の繰り返し
⑥医療データ活用セミナーの実施		開催	
⑦病床機能報告の提示	(1)(2)データ提示及び精度向上	(1)(2)データ提示及び精度向上	(1)(2)及び(3)病床の有効活用に向けた検討

## 今後の進め方(案)①

### ① 医療機関に対する意向調査について

(1) 意向調査の実施(2025年に想定する機能ごとの病床数や今後の方針の表明)

(2) 今回の調整会議及び医療データ活用セミナーにおいて、個別の医療機関に対する質問・意見を受け、その内容を、該当する医療機関に伝えるとともに、回答を依頼する。(質問・意見を出した医療機関名は明示しない。)

◎質問・意見があれば後日でも可 ⇒ 別紙FAX用紙

各医療機関からの回答については、次回開催される病院及び有床診療所会議において説明を受け、情報の共有を図る。

(3) 調整会議委員や各医療機関からの異論がなければ、各医療機関が表明した意向は現時点において了承(合意)されたものとする。

(4) 了承後に、各医療機関が表明した意向を修正する必要がある場合は、病院及び有床診療所会議において修正内容の説明を行い、調整会議、病院及び有床診療所において再度了承(合意)を得る。

## 今後の進め方(案)②

### ② 公的医療機関等2025プランについて

- (1) 今回の調整会議及び医療データ活用セミナーにおいて、個別の医療機関に対する質問・意見を受け、その内容を該当する医療機関に伝えるとともに、該当する医療機関は必要に応じてプランの修正を行う。(質問・意見を出した医療機関名は明示しない。)

◎質問・意見があれば後日でも可 ⇒ 別紙FAX用紙

- (2) 全公的・公立プランを比較し、平成29年度における時点修正を行うとともに、未記入部分を記載し、医療機関ごとの記載項目の統一を図る。(同じ項目については、全てのプランに記載のあるように修正等を行う。)

◎修正したファイル ⇒ メールで送付

- (3) 地域における救急医療、小児医療、周産期医療等の政策医療を確保する観点や公立病院・公的医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかという観点でプランを確認する。(現時点の診療実績について、病床機能報告における救急医療の実施状況やがん・脳卒中・心筋梗塞等への治療の状況等を確認するとともに、今後の方針についてもプランに記載されている今後の方針を参考に確認する。)
- (4) 調整会議や病院及び有床診療所会議で異論がなければ、各医療機関が策定したプランは現時点において了承(合意)されたものとする。
- (5) 了承後に、プランを修正する必要がある場合は、随時修正を行い、調整会議や病院及び有床診療所において再度了承(合意)を得る。



## 今後の進め方(案)③

### ③ 診療科や診療報酬等の区分による病棟の機能区分の検討

- ・各病棟が将来担おうとする機能区分を考えるにあたり、現時点の機能区分を確認する必要があるが、機能区分の明確な基準がないため、診療科や診療報酬上の区分により、機能区分に異論がないと考えられる病棟から検討する。

- 例
- ・病床機能報告において報告されている診療報酬上の入院料から、救命救急やICUは高度急性期に区分
  - ・診療科から、産科や眼科は急性期に区分 等

(1) 次の「診療科や診療報酬等の区分による病棟の機能区分(案)」について、御意見をいただきたい。

◎質問・意見があれば後日でも可 ⇒ 別紙FAX用紙

(2) 診療報酬改定の動向が反映された平成30年度病床機能報告の結果は、次年度に公表予定のため、各地域における協議は次年度から開始する。

## 診療科や診療報酬等の区分による病棟の機能区分(案)

No.	診療報酬上の入院基本料等(病床機能報告の区分を参考)	機能区分	備考
1	急性期一般入院料1		
2	急性期一般入院料2		
3	急性期一般入院料3		
4	急性期一般入院料4		
5	急性期一般入院料5		
6	急性期一般入院料6		
7	急性期一般入院料7		
8	地域一般入院料1		
9	地域一般入院料2		
10	地域一般入院料3		
11	一般病棟特別入院基本料		
12	療養病棟入院料1	慢性期	
13	療養病棟入院料2	慢性期	
14	療養病棟特別入院基本料	慢性期	
15	介護療養病床における療養型介護療養施設サービズ費等	慢性期	
16	特定機能病院一般病棟7対1入院基本料		
17	特定機能病院一般病棟10対1入院基本料		
18	専門病院一般病棟7対1入院基本料		
19	専門病院一般病棟10対1入院基本料		
20	専門病院一般病棟13対1入院基本料		
21	障害者施設等7対1入院基本料	慢性期	
22	障害者施設等10対1入院基本料	慢性期	
23	障害者施設等13対1入院基本料	慢性期	
24	障害者施設等15対1入院基本料	慢性期	
25	救命救急入院料1	高度急性期	
26	救命救急入院料2	高度急性期	
27	救命救急入院料3	高度急性期	
28	救命救急入院料4	高度急性期	
30	特定集中治療室管理料1	高度急性期	
31	特定集中治療室管理料2	高度急性期	

32	特定集中治療室管理料3	高度急性期	
33	特定集中治療室管理料4	高度急性期	
34	ハイケアユニット入院医療管理料1	高度急性期	
35	ハイケアユニット入院医療管理料2	高度急性期	
36	脳卒中ケアユニット入院医療管理料1	高度急性期	
37	小児特定集中治療室管理料	高度急性期	
38	新生児特定集中治療室管理料1	高度急性期	
39	新生児特定集中治療室管理料2	高度急性期	
40	総合周産期特定集中治療室管理料(母体・胎児)	高度急性期	
41	総合周産期特定集中治療室管理料(新生児)	高度急性期	
42	新生児治療回復室入院医療管理料	高度急性期	
43	特殊疾患入院医療管理料	慢性期	
44	小児入院医療管理料1		
45	小児入院医療管理料2		
46	小児入院医療管理料3		
47	小児入院医療管理料4		
48	小児入院医療管理料5		
49	回復期リハビリテーション病棟入院料1	回復期	
50	回復期リハビリテーション病棟入院料2	回復期	
51	回復期リハビリテーション病棟入院料3	回復期	
52	回復期リハビリテーション病棟入院料4	回復期	
53	回復期リハビリテーション病棟入院料5	回復期	
54	回復期リハビリテーション病棟入院料6	回復期	
55	地域包括ケア病棟入院料1		
56	地域包括ケア病棟入院料2		
57	地域包括ケア病棟入院料3		
58	地域包括ケア病棟入院料4		
59	地域包括ケア入院医療管理料1		
60	地域包括ケア入院医療管理料2		
61	地域包括ケア入院医療管理料3		
62	地域包括ケア入院医療管理料4		
63	緩和ケア病棟入院料1		

64	緩和ケア病棟入院料2		
65	特定一般病棟入院料1		特定地域(栃木県は該当なし)
66	特定一般病棟入院料2		特定地域(栃木県は該当なし)
67	特殊疾患病棟入院料1	慢性期	
68	特殊疾患病棟入院料2	慢性期	
69	有床診療所入院基本料		
70	有床診療所療養病床入院基本料	慢性期	
71	介護療養病床における診療所型介護療養施設サ―ビス費等	慢性期	

No.	診療科(有床診療所)	機能区分	備考
1	産科	急性期	分娩あり
2	産婦人科	急性期	分娩あり
3	眼科	急性期	手術あり
4	外科	急性期	手術あり
5	整形外科	急性期	手術あり

## 今後の進め方(案)④

### ④ 診療科や分野ごとの区分による機能分担の検討

- ・各病棟が将来担おうとする機能を考えるにあたり、診療科や分野ごとに現在有する医療機能を確認するとともに、栃木県地域医療構想において推計した診療科や分野ごとの病床の必要量を参考に、将来に向けた機能分担の検討を行う。

(1) 地域医療構想調整会議における病床機能報告の結果の提示(診療科、機能別病床数等の一覧)

(2) 必要なデータ、検討体制、検討方法等の検討

## 今後の進め方(案)⑤

- ⑤ 病床が全て稼働していない病棟(過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟)を有する医療機関について
- (1) 病院及び有床診療所会議(調整会議)に意向調査や病床機能報告の結果等を提示し、構想区域内の非稼働病棟(病床)の状況を共有(構想区域内の他の医療機関が把握しない間に病床が廃止されることがないようにする)
  - (2) 病院及び有床診療所会議において、それらの医療機関に出席を依頼し、今後の活用の方向性を確認
  - (3) 調整会議、病院及び有床診療所会議における今後の対応方針の確認  
例 ・継続する場合は、以後の調整会議等において、状況を引き続き確認  
・廃止する意向である場合は、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の案内(病床数の減少に伴う病棟等の用途変更に係る施設整備に係る経費への補助)

⑥ 医療データ活用セミナーの実施について

(1)平成31年2月頃開催予定

(2)詳細は次のとおり

## 医療データ活用セミナーの実施について

### 1 目的

○地域医療構想の実現のためには、医療機関が地域医療構想、病床機能報告等のデータから現状分析、将来予測等を行い、実際の経営戦略の見直し(機能分化・連携)につなげていくことが重要である。

○そのため、医療機関がノウハウやスキルを得て、現状分析等を行っていくことができるよう、今般、医療機関向け医療データ活用セミナーを開催する。

### 2 実施内容等

区分	内容
①主催	県西地域医療構想調整会議
②実施時期	平成31年2月頃
③実施内容	今後の医療需要の見直し(2025、2030、2040年等)を踏まえた、取るべき経営方針例の提案、策定促進。 例①県西医療圏、両毛医療圏 急性期、回復期とも需要減 ➡ダウンサイジング等 ②宇都宮医療圏 急性期需要減、回復期需要増 ➡病床転換等 ※他県での先進例を交えた提示内容とする。
④参加対象者	県西地域医療構想調整会議委員 病院及び有床診療所管理者及び職員 その他
⑤セミナー実施機関	医療コンサルタント



## 今後の進め方(案)⑦

### ⑦ 病床機能報告の提示

- ・それぞれの医療機関が現在有する医療機能や診療実績を共有することにより、現在の役割分担を確認する。
- ・未報告や疑義のある報告に対する妥当性を確認し、病床機能報告の報告率や精度の向上を図る。

- (1) 病床機能報告に基づくデータを提示することにより、それぞれの医療機関が現在有する医療機能や診療実績を共有し、現在の役割分担を確認する。
- (2) 病床機能報告マニュアルに基づく適切な報告が行われているか確認し、未報告等の医療機関に督促を行う。
- (3) 病床利用率に着目し、病床の有効活用に向けて検討する。